

建築物省エネ法・省エネ適合性判定手数料

令和8年10月1日以降の申請

- I. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく
建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）

第1表 省エネ適合性判定手数料

対象建築物	認定手数料（第2表参照）
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅の手数料（建築物の床面積に応じて）【A】
一戸建ての住宅と非住宅建築物の複合建築物	一戸建ての住宅の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【A】＋ 非住宅部分の手数料（非住宅部分の用途・床面積に応じて）【C】
共同住宅等	共同住宅等の手数料（建築物の床面積に応じて）【B】
共同住宅等と非住宅建築物の複合建築物	共同住宅等の手数料（住宅部分の床面積に応じて）【B】＋ 非住宅部分の手数料（非住宅部分の用途・床面積に応じて）【C】
非住宅建築物	非住宅部分の手数料（建築物の用途・床面積に応じて）【C】

※共同住宅等とは、「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をさします。
※共同住宅等の床面積について、共用部分を評価しない計算方法の場合は、共用部分の床面積を除きます。
※床面積は、新築の場合は建築物全体の床面積について、増改築の場合は増改築部分の床面積について手数料を算定します。
※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条に規定する「内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるものの床面積」は省エネ適合性判定の要否の判断のみに関わるものであるため、手数料算定上の床面積に含みます。
※平成29年3月15日国住建環第215号・国住指第4190号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）」の2. (1)②「一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分について」で示された、工場における生産エリア等の床面積についても、手数料算定上の床面積に含みます。

第2表 部分ごとの手数料算定表

（単位：円）

住宅部分・非住宅部分の区分		床面積の区分	仕様基準による場合	仕様・計算併用法による場合	その他の場合
住宅部分	一戸建ての住宅【A】	200㎡未満	18,900	27,700	34,000
		200㎡以上	20,400	28,000	38,000
	共同住宅等【B】	300㎡未満	35,700	55,300	75,000
		300㎡以上2000㎡未満	61,900	85,000	114,000
		2000㎡以上5000㎡未満	102,000	148,000	195,000
		5000㎡以上	155,000	217,000	279,000

住宅部分・非住宅部分の区分		床面積の区分	モデル建築物基準による場合	その他の場合
非住宅部分【C】	工場等以外	300㎡未満	94,700	226,000
		300㎡以上1000㎡未満	110,000	283,000
		1000㎡以上2000㎡未満	145,000	366,000
		2000㎡以上5000㎡未満	235,000	523,000
		5000㎡以上10000㎡未満	307,000	644,000
		10000㎡以上25000㎡未満	369,000	761,000
		25000㎡以上	433,000	868,000
	工場等	300㎡未満	20,400	24,800
		300㎡以上1000㎡未満	28,800	33,500
		1000㎡以上2000㎡未満	40,800	46,600
		2000㎡以上5000㎡未満	94,000	101,000
		5000㎡以上10000㎡未満	142,000	149,000
		10000㎡以上25000㎡未満	177,000	185,000
		25000㎡以上	219,000	229,000

- ・仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
・仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。
・モデル建築物基準とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
・工場等とは、非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。
（非住宅部分について「工場等」と「それ以外」の複合用途の場合は、非住宅部分全体を「それ以外」の用途として手数料を算定します。）

- II. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく
計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定

第3表 計画変更判定手数料

判定手数料
第1表に掲げる金額に、1/2を乗じて得た額

- III. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく
計画の変更が軽微な変更に該当することを証する書面の交付の申請（軽微な変更ルートC）

第4表 軽微変更該当証明手数料

手数料
第1表に掲げる金額に、1/2を乗じて得た額

●手数料の根拠は、船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）別表第3による。